



愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例



1. 総 則

- ① 目 的：犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりに関する基本理念や施策の基本となる事項等を定め、県民が安全に安心して暮らすことができる社会を実現する。
- ② 基本理念：安全安心なまちづくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下、県民等による自主的な活動を基本とし、県、市町及び県民等が連携・協力して推進する。
- ③ 県の責務 ④ 県民の役割 ⑤ 事業者の役割 ⑥ 地域活動団体の取組
- ⑦ 市町への支援及び協力：県は、市町が実施する安全安心なまちづくりの施策について、支援・協力を行う。
- ⑧ 推進体制の整備：県は、市町、県民等及び関係機関と連携・協力して推進体制を整備する。
- ⑨ 推進計画：県は、安全安心なまちづくりに関する施策を推進するための計画を策定する。【PDCA サイクル（計画 Plan・実行 Do・評価 Check・改善 Act）】



2. 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

⑩ 広報及び啓発

- ・「防犯の日」（毎月 5 日）
- ・「安全安心なまちづくり旬間」



⑪ 県民等の自主的な活動の促進

- ・青色防犯パトロール、見守り、環境美化活動、まもるくんの家・会社など



⑫ 自主防犯団体支援センターの指定等

- ・県内で 1 法人を指定、自主防犯団体の育成支援を展開
 - 新たな自主防犯団体の立上げ支援
 - 自主防犯活動への参画支援
 - 防犯活動に関する情報の提供
 - 活動の資器材等の貸与・提供
 - 各種団体との防犯ネットワークの構築 など



⑬ 高齢者等の安全確保

- ・地域ぐるみで高齢者、子ども、女性、障害者等の犯罪被害の防止



3. 学校等における子どもの安全確保等

⑭ 学校等における子どもの安全確保

⑮ 通学路等における子どもの安全確保



⑯ 子どもの安全確保等に係る教育の充実

- ・子どもが犯罪の被害を受けないよう、また、犯罪を起こさないようにするための教育の充実

4. 犯罪の防止に配慮した環境の整備等

⑰ 犯罪の防止に配慮した道路等の整備

⑱ 犯罪の防止に配慮した住宅の整備



⑲ 犯罪の防止等に配慮した情報通信技術の利用

- ・サイバー犯罪の被害防止
- ・青少年の有害情報への対応



⑳ 防犯カメラの設置及び利用に係る人権への配慮

- ・設置及び利用に係る指針を策定

5. 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進等



㉑ 犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等

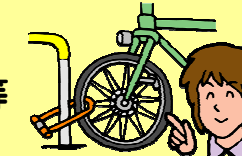
㉒ 防犯責任者の設置等

㉓ 更生保護活動への支援

- ・再犯、再非行防止のための就労支援など

6. 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進 ㉔

- ・自転車利用時における盗難等の被害防止対策の促進（鍵掛け、ひったくり防止ネットなど）
- ・盗難等の犯罪防止の設備や用具の普及



7. 犯罪被害者等に対する支援 ㉕

- ・犯罪被害者支援団体及び犯罪被害者への支援

《指針：学校等、通学路等、道路等、住宅、防犯カメラ》